

もくじ 丹後宮津藩の書家、澤村墨庵の墓誌 … P1 あだち民具図典⑨ 蠅捕器 … P2
はい、文化財係です③ 文化財指導員の役割 … P4



澤村墨庵の墓 文久3年(1863)3月建立。本庄松平家の墓所とともに滅失を免れ、今日に伝来した。東伊興、法受寺所在。調査中の当館学芸員。

伊興寺町の名利、法受寺は三遊亭円朝の名作、怪談・牡丹燈籠ゆかりの寺として有名ですが、さらに大名本庄松平家の墓所があり、同

家出身で五代將軍徳川綱吉の生母、桂昌院の追善墓が足立区の登録有形文化財となっています。また、本庄松平家の墓域に隣接して「墨菴先生墓」と大書されたお墓があります。

丹後宮津藩の書家、澤村墨菴の墓誌

——伊興寺町・法受寺——

郷土博物館

さわむらぼくあん

足立史談

第 643 号

2021 年 9 月 15 日
足立区立郷土博物館内
足立史談編集部
〒120-0001
東京都足立区大谷田5-20-1
TEL 03-3620-9393
FAX 03-5697-6562

■市川米庵の門人 墓の裏面には、墨菴の墓誌が記されています(別掲)。これによると、墨菴は諱(いみな・個人の正式名称)を德基、字(あざな・通称)を音郷とし、文久二年(一八六二年)に七三歳で没し(逆算すると寛政二・一七九〇年生まれ)、法受寺の前身の一つである安養寺(浅草)に葬られたと記されています。下谷で酒井抱一や谷文晁とも交流した書家の市川米庵の門人となり「墨菴」「墨翁」と号したと記しています。

■江戸で活躍した宮津藩の書家と
ここで墨菴の墓が本庄松平家の墓所近くにある理由です。もともと丹後の人で丹後宮津藩七万石の六代目藩主、松平宗秀に仕え、祐筆(書記)、江戸詰の御用人、御番頭格となっていました。

【墓誌の翻刻】 判読未詳□、可能性は□等とした。

考諱德基字温郷號墨菴又號墨翁資性史厚行謹書
舍浮靡尚躬行以是人皆敬愛不措又少時受□法於
河米菴其後臨摹古人墨蹟筆墨大進自為一家晚年
學書法者大約數千人以文久二年壬戌閏八月二十
四日罹病而死于舍享年七十有三園於安養寺先塋
側法諱曰徳永院滿譽墨翁居士

文久三年癸亥三月日 嗣男 澤村徳倫 建
次男 飯島徳載撰并書

令和3年度 足立区文化遺産調査特別展

『谷文晁の末裔 - 二世文一と谷派の絵師たち -』

会期=10/1~12/5
会場=郷土博物館

澤村墨菴が仕官した丹後宮津藩ですが、足立区江北(上沼田)の豪農で絵師だった船津文測と交流した谷派の絵師、二世谷文一も同藩の家臣となりました。今回の展覧会は、二世谷文一とその周辺に着目します。本庄松平家の城下町、宮津の京都府立丹後郷土資料館と連携して開催します。

米庵は墨菴同様、大名(加賀藩前田家)に仕え、屋敷は現在の地下鉄日比谷線入谷駅の北千住駅よりありました。墨庵自身の居所は未詳ですが、墓誌にあるとおり、安養寺に葬られました。安養寺は浅草にあったとされ、



※ 墨庵の経歴は大東文化大学のホームページを参照しました。

■法受寺の墓所 澤村墨菴の墓は、文久三年（一八六三）の建立です。関東大震災の後、安養寺と法住寺が合して、昭和十年（一九三五）に法受寺として現在地で継承されました。本庄松平家の墓所（上掲写真）には、初代の宗資（常陸笠間初代藩主。法号「安養寺殿」）夫妻の墓をはじめ、次代の松平資俊（常陸笠間藩主、のち遠江浜松藩主。松平姓となる）の墓塔が並んでいます。大名家二代の墓所としては、安置数に限りがあることから、おそらく関東大震災で遺された墓石を中心に墓域を形成してきたのだろうと推定されます。こうして継承されたことは幸運でした。

宮津藩主の菩提寺でもありました。主君の松平宗秀は、幕府の老中となつた有能な人で、宗秀が宮津藩を継承した直後に、幕閣が屋敷を構える虎の門内に宮津藩邸（上屋敷）も移りました（現、財務省の桜田通り側の敷地）。

※ 本庄松平家では「本庄」と「本莊」の両表記を用いています。本稿は『宮津市史』（宮津市役所、平成六一九四年）同十七・二〇〇五年の表記に従い「本庄」を優先利用しています。

東京都心の下町地域では、関東大震災の後も昭和二十年（一九四五）の空襲等によって寺院や墓誌の多くが失われました。そうしたなか、墨菴の墓誌は、墨菴の子どもたちによって建立されたものそのままの一次資料であり貴重な記録です。

最後に法受寺の御住職、難波大昭先生には多くのご教示、ご協力を賜りました。記して御礼申し上げます。
（文責：学芸員 多田文夫）



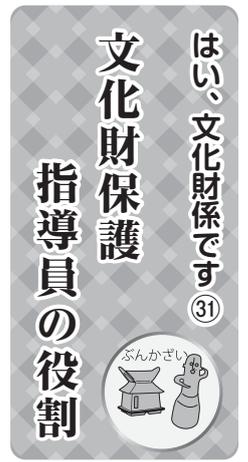
【写真1】村瀬式自動蠅捕器 千ヶ崎氏寄贈
24×24×14cm

「数アル従来品ト異ナリ完全無欠蠅ノ途中ヨリ絶対ニ逸グル恐レナキ特殊ノ構造ヲ持ツテ居リマス蠅捕器ハ本品ニ上越スモノハアリマセン」とアピールされています。自動蠅捕器は、まず大正二年（一九一三）に特許（第二三五七号）を受けた「ハイトリック」という製品を大正四年（一九一五）に尾張時計株式会社が増加発明（特許二

あだち民具図典⑨ はえとりき 蠅捕器

■蠅を取る ハエは、うっとおしく飛び回るだけではなく、赤痢、チフスなどの病原菌を媒介する不潔な昆虫で、食物にハエがとまらないように防ぐほかに、ハエを駆除する道具もいろいろと工夫されました。前回ご紹介の、天井にとまったハエを捕る道具もそのひとつです。今回紹介する道具は、ハエをおびき寄せて捕まえる道具です。

■自動蠅捕器 この道具は、「村瀬式自動蠅捕器」という名称で、名古屋商事時計部が製造していたものです。【写真1】ゼンマイを巻くことによって、砂糖水などを塗った筒状の「回転ロール」がごくゆっくりと回転し、とまったハエが、気付かないうちにロールの裏側、箱の内部の方に送られます。ロールから離れたハエは、「捕集籠」にあいた穴から、ガラス窓や金網からさしこむ光に誘われて入り込み、生け捕りする仕組みです。捕集籠は取り出してハエを捨てることができます。一度ゼンマイを巻くとロールは10時間近く動き、一日の使用には充分でした。大正十三年（一九二四）六月三日発行の「大阪金物新報 物価急報付録」によると、



はい、文化財係です ③1



足立区は、六二五件の文化財を指

定・登録し、所有者・管理者、所在地といった情報を台帳に記録し文化財の保護を図っています。しかし、文化財係の職員のみで、これだけ多くの文化財を保護していくことはできません。そこで、文化財保護指導員の協力を得ています。しかしながら、文化財保護指導員のことを知っている人はあまりいないのではないのでしょうか。そこで今回は、知られざる文化財保護指導員(以下、指導員と省略)の役割についてご紹介します。

■指導員の立場 そもそも指導員は、文化財保護法及び足立区文化財保護条例に次のように定められています。(文化財保護法)

第九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に

対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(足立区文化財保護条例)

第三十二条 文化財の所在及び保存状況を調査するとともに、文化財保護の指導及び助言を行うため、教育委員会に文化財保護指導員を置くことができる。

2 文化財保護指導員は、非常勤とする。

指導員の主な職務は、文化財の巡視や普及活動です。また、他自治体でも指導(委)員を委嘱しています。

■構成 現在、足立区は、区民から公募した十一人の指導員を非常勤職員として委嘱しており、四十代から七十代までの方々が従事しています。指導員の経歴は様々で、文化財とは関係のないお仕事をされていた方が多いです。任期は二年ですが、再任することができるので、十年以上従事しているベテランも多くいます。

退任で欠員が出た場合など、必要に応じて公募しています。

■巡視 足立区では年三回巡視を行っています。具体的に何をするかというと、まず所有者・管理者に巡視する連絡をし、台帳情報に変更が

ないかなどを確認します。ついで文化財を目視し、破損や劣化などがないかを確認します。文化財の材質や保管場所によっては、白アリの被害がないか、周囲に可燃物がないか、排水の状況はどうか、といったことなども確認します。保管方法に問題がある場合は、適切な保管方法に変えてもらうよう指導員から所有者・管理者にお願いをします。

指導員の巡視は文化財だけが対象ではありません。区内各地にある説明板や文化財標柱も巡視の対象となります。

指導員が文化財係へ巡視結果を報告することで、文化財の保護や説明板・標柱のメンテナンスなどに対し、文化財係が適切な対応を講じることができるようになります。

十一人で分担して巡視しています。広い足立区なのでかなりの移動距離になり、多い人では一〇〇件近くの巡視をしています。

もう一つ指導員の役割として重要なことは、文化財の所有者・管理者の要望を文化財係に取り次ぐということがあります。指導員は所有者・管理者と文化財係の間に立つて双方を繋ぐ潤滑油のような役割を果たしているのです。

なお、現在は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、できる範囲で巡回をしてもらう状態が続いて

います。

■指導員会議 年一回、指導員と文化財係の職員が会議を行います。この会議は、文化財係の行事計画や文化財の指定・登録・解除などについて指導員に対し報告し、一方で、指導員が普段の業務で感じていることなどを文化財係へ報告してもらいます。文化財係と指導員の双方が意見交換をし、文化財係が把握しきれないような情報などを知ることのできる貴重な場となっています。

■普及活動 文化財係は、例年、伊興遺跡公園での子供イベントや、東京都が主催する文化財ウィーク期間中の特別公開事業など様々な催しを行っています。こうした普及活動にも、指導員は解説員や補助員として従事しています。子どもイベントでは、子ども達にやさしく道具の使い方や展示品の歴史を教えたり、文化財ウィークでは文化財の歴史的価値などを詳しく解説しています。こうした普及活動を通じて、保護法にある「文化財保護思想」を啓発しています。

以上のように、指導員は、足立区の文化財行政にとってなくてはならない存在です。文化財係はこれからも指導員と協力しながら、文化財の保護に努めてまいります。

(文化財係学芸員 佐藤貴浩)